



市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。



ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>
モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

毎月1・15日発行

世帯と人口	29.1.1 現在	◆お知らせ	◆福祉のひろば	◆健康ガイド	◆催し
	世帯数 58,829 (75減) 男 59,073 (23減) 人口 119,359 (81減) 女 60,286 (58減) ※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。()内は前月比				

事業主(給与支払者)の方へ 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底

【特別徴収とは?】
従業員(給与所得者)の個人住民税は、事業主が従業員に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入する特別徴収が原則です。
※ 従業員が常時10人未満の場合は、従業員が居住する区市町村に申請すると、年12回の納期を年2回にすることができる納期の特例の制度があります。

【特別徴収のメリット】
特別徴収は、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間が不要です。
詳しくは特別徴収推進ステーションのホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>) をご覧ください。

市・都民税(住民税)、所得税および復興特別所得税 間もなく申告の時期です

申告期間は 2月16日(木)～3月15日(水)

申告していただくのは、平成28年中の所得です。申告用紙は、市・都民税は2月9日(木)に市役所から、所得税および復興特別所得税(以下所得税)は1月下旬に税務署から、前年の状況に応じてそれぞれ郵送します。用紙が届かなかった方や新たに必要となった方は、市または税務署で入手できます。

なお、武蔵野税務署では、2月13日(月)より申告書作成会場を開設します。また、同税務署では、2月19日(日)、26日(日)午前8時30分から(相談は午前9時から)、市では、申告期間中の日曜日午前9時～午後1時に臨時窓口を開設して申告書の受け付けを行います。

※ 確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税欄の記載漏れにご注意ください。

※ 作成済みの還付申告書は、1月から税務署で受け付けています。

〈市・都民税の申告〉
所得が給与のみの方で勤務先から「給与支払報告書」が小金井市に提出されている方、所得が公的年金のみの方で支払先から「公的年金等支払報告書」が小金井市に提出されることになっている方以外は、市・都民税の申告が必ず必要です。

申告の際は、平成28年中の所得や控除に関する書類(源泉徴収票、生命保険や国民年金保険料の支払額証明書等)をご用意ください。

なお、所得税の確定申告をする方は、市・都民税の申告をする必要はありません。

〈国税庁ホームページで確定申告書が作成できます〉
国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成することができます。

作成した申告書はe-Tax Xで送信できるほか、プリントアウトして税務署に提出できます。また、申告書等の様式をホームページからダウンロードできます。

※ 確定申告書は、2月上旬から、午前8時30分～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)に市民税課(市役所第二庁舎3階)でも配布します。(数に限りがあります)

〈公的年金等を受給している方へ〉
公的年金等の収入金額の合計額が40万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告をする必要がありません。ただし、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている方は除かれます。

なお、この場合でも、所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。

所得税の確定申告が不要の方でも、医療費控除、各種保険料控除などを追加することで、市・都民税が減額となる場合があります。この場合、市・都民税の申告書の提出が必要となります。

税理士による無料申告相談
受付日時 1月26日(木)、27日(金)、31日(火)午前9時30分～11時、午後1時～3時
ところ 小金井 宮地楽器ホール

対象 小規模納税者の方、年金受給者、給与所得者
※ 譲渡所得のある方は除きます。

※ 相続税の相談は行っていません。

その他 ▼車での来場はご遠慮ください。▼マイナンバーカードの写しまたは個人番号を確認できる書類と身元確認書類の写しを持参してください。

問合せ 武蔵野税務署個人課 税部門 ☎0422-5311311

問合せ
▽市・都民税・市民税課
市民税係(市役所第二庁舎3階) ☎042-387-9801
▽所得税・武蔵野税務署
(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1) ☎0422-5311311

市ホームページの バナー広告募集

市では、市ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。有効な広告媒体として、ぜひ、ご活用ください。

掲載場所 市ホームページのトップページ
掲載期間 各月1日から1か月単位(最長12か月)
掲載料(1枠) ▷1か月=30,000円 ▷3か月=85,500円(月額28,500円)▷6か月=162,000円(月額27,000円)▷12か月=288,000円(月額24,000円)
申込書記布 市ホームページから「小金井市広告掲載申込書」「小金井市ホームページバナー広告掲載申込内容書」をダウンロードしてください。
申込 郵送または直接、申込書等に必要事項を明記し、情報システム課情報システム係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎6階 ☎042-387-9827)へ。

1月26日は 文化財防火デー

文化財防火デーは、昭和24年1月26日に奈良の法隆寺壁画が火災により焼失したことを契機に、文化財を災害から守る防火防災意識の高揚を図ることを目的に制定されたものです。

小金井消防署では、貴重な文化財を保有する江戸東京たてもの園で消防演習を実施します。

とき 1月26日(木)午前9時15分から
ところ 江戸東京たてもの園(都立小金井公園内)
問合せ 小金井消防署 ☎042-384-0119

育てよう 歴史を守る 防火の心
1月26日は文化財防火デー
池上東門塔
東京消防庁 公財財団法人 東京連合防火協会